



平成26年3月31日

各 位

会 社 名 三機工業株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員
梶浦 卓一
コード番号 1961 (東証第一部)
問合せ先 取締役常務執行役員
管理本部長 新聞 衛
TEL.03-6367-7041

北陸新幹線設備工事入札に関する社内処分について

題記工事入札につきましては、当社社内調査の結果、当社に独占禁止法違反行為があったことが明らかとなりました。当社は、かかる事態を厳粛に受け止めるとともに本件の重大性を考慮し、責任の所在を明確にするため、本日3月31日付けで、役員に対し下記の処分を行いましたので、お知らせいたします。なお、かかる独占禁止法違反の事実につき、当社は課徴金減免制度の適用を申請しております。

当社は、かねてより法令遵守に努めてまいりましたが、今回題記工事入札に関し当社に独占禁止法違反行為がありましたことは誠に遺憾であり、お取引先様、株主様をはじめ、関係者の皆様に多大なるご心配とご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

今後は、法令違反行為を根絶するため、さらなるコンプライアンスの強化および再発防止策の徹底ならびに厳正な遂行に努め、一刻も早く皆様のご信頼を回復できるよう、三機工業グループ一丸となって取り組んでまいります。

記

1. 役員の実任の所在の明確化

代表取締役社長執行役員、本件関係部門担当役員および管理部門担当役員等6名に対し、月額報酬の30%～20%×3ヵ月の減額。

2. 再発防止策

- (1) 平成25年10月21日付で、従来の「官公庁向け事業における行動基準」を改定し、「三機工業グループ コンプライアンス宣言」および「三機工業グループ行動基準」を制定いたしました。
- (2) 平成25年10月から12月にかけて、企業倫理委員会を開催するとともに全グループ役職員を対象とした特別企業倫理研修を実施し、独占禁止法について再徹底を図ると同時に、これを遵守する旨の誓約書を提出いたしました。
また、これらの周知徹底を図るため、全グループ役職員に「コンプライアンスハンドブック」を配付するとともに、コンプライアンス通報窓口の再周知を行いました。
- (3) 平成26年2月より、各現業部門にコンプライアンス担当を配置し、CSR推進本部が中心となって公共工事応札金額決定プロセスのチェックを行うことといたしました。また、営業担当者に対し同業者との会合等へ出席する際の事前申請および報告書の提出を義務付けました。
- (4) 営業本部を企画開発と開発営業に特化した組織に転換してまいります。
- (5) 営業担当者の定期的ローテーションおよび短期化を図ってまいります。

以上